

別紙

諮詢第719号

答 申

1 審査会の結論

「相談管理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月に〇〇警察署にした告訴（相談含む）に関する一切の文書」の開示請求に対し、警視総監が平成30年12月20日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 実施機関は、「警察職員の氏名」について、実施機関では、いずれの職員も慣行として氏名が公とされている管理職職員ではないことから、条例16条2号ただし書きには該当しないという。

しかしながら、職員の氏名については、同号ただし書きにおいて、開示対象情報に該当することから、慣行として公にされているか否かにかかわらず、開示対象情報として取り扱われるべき情報なのである。

なお、実施機関は、その内容及び性質から同号ただし書きへの規定に該当しないというところ、本件開示請求対象文書とは、取扱担当の職員がその職務において作成したものであることに鑑みれば、職務遂行に係る情報に該当することはいうまでもない。

イ 実施機関は、「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄については、相談業務に

係る評価又は判断等に関する情報であって、開示することにより、相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当し、非開示であるという。

しかしながら、本件は既に処理済みの案件であることに照らせば、条例16条6号には該当しない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 警察職員の氏名について

開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公とされている管理職職員ではないことから、同号ただし書イには該当しない。

また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

さらに、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害を加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条4号に該当する。

(2) 「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄について

警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断した結果を記載するものである。

これらを開示することにより、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して率直な判断や正確な分類を躊躇するなど、内容が当たり障りのないものへと形骸化し、正確な事実の把握、適切な事案判断など相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 31 年 4 月 26 日	諮詢
令和 元年 7 月 16 日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 8 月 8 日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 9 月 30 日	新規概要説明（第 136 回第三部会）
令和 元年 11 月 25 日	審議（第 138 回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 相談管理簿について

「相談取扱要綱の制定について」（平成29年3月24日通達乙（副監. 総. 広. 聽3）第33号）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と規定している。

また、同通達において、警察署長は、相談を受理するための総合的な窓口（以下「総合窓口」という。）を警察署の警務課に設置し、総合窓口に、受理した全ての相談を一元的に把握・管理するための簿冊（以下「相談管理簿」という。）を備え付けるものとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「私が平成〇年〇月に〇〇警察署にした告訴（相談を含む）に関する一切の文書」の開示請求に対し、実施機関が特定し

た相談管理簿（〇〇警察署、平成〇年）のうち開示請求者に係る部分（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の氏名（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当するとして、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

エ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報 1 は、実施機関によると、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、実施機関においては、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていないことからすると、本件非開示情報 1 は条例16条 2 号ただし書イには該当しない。そして、審査請求人は、本件非開示情報 1 は同号ただし書ハに該当すると主張するが、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の氏名については、同号ただし書イの規定により開示又は非開示の判断を行うとされており、本件非開示情報 1 は同号ただし書ハには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

実施機関によると、「署長速報」欄には警察職員が相談を受理し、重要相談として直ちに警察署長に報告した場合にその旨を記載し、「システム登録確認」欄には相談管理簿に記載された相談が警察総合相談業務等管理システムに登録されていることを確認し、当該相談の処理結果等を記載することである。そこで、審査会が本件非開示情報 2 を見分したところ、「署長速報」欄には警察職員が本件相談を重要相談に当たるか否かについて判断した結果が示されており、「システム登録確認」欄には、本件相談の内容に基づき判断した処理結果が記載されているものと認められる。

また、実施機関によると、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断し、引継ぎを行うことが求められているとのことである。

このような業務の性質に鑑みると、本件非開示情報2を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明